

新潟県保険医会 FAXニュース

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越 2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

8月の定例報告について

従来7月に行われていた施設基準等の定例報告が8月に変更されました。施設基準等の届出を行っている医療機関は、**8月30日(金)**までに、厚生局新潟事務所へ下記様式を提出する必要があります。

1. 自己点検の実施…自院が届出を行っている施設基準について、要件を満たしているか自己点検を行います

- ▶ 要件を満たしていない施設基準があった場合、当該施設基準の辞退届及び別添2-2を提出します。
- ▶ 届け出ている全ての施設基準が要件を満たしている場合、**別添2-2の提出は不要です(※)**。

(※) 下記**2**の施設基準を届け出ている場合は、各施設基準に応じた様式を提出する必要があります。

2. 定例報告が求められる施設基準等…定例報告が必要な歯科衛生実地指導料等の算定実績がある場合や、施設基準を届け出ている場合は、それぞれ定められた様式を提出します**歯科診療所で定例報告が求められる施設基準等(一部抜粋)**

- ▶ 令和6年8月から令和6年7月までの間で、以下のいずれか又は両方に該当する場合
 - ①選定療養の実績がある ②歯科衛生実地指導料又は訪問歯科衛生指導料の算定実績がある
- ▶ 歯科点数表の初診料の「注1」(歯初診)に定める施設基準の届出を行っている場合
- ▶ 在宅療養支援歯科診療所の届出を行っている場合

→各種様式や定例報告が必要な施設基準の一覧などの詳細は関東信越厚生局ホームページ「**施設基準の届出状況等の報告について(令和6年度定例報告について)**」をご確認ください。またインターネットが利用できない医療機関については用紙の送付を行う予定です。厚生局新潟事務所にご連絡ください(電話 025-364-1847)。

【注意】光ディスクレセプト請求の継続には届出が必要です**【届出が必要な医療機関】**

現在光ディスクでレセプト請求を行っており、2024年9月末までにオンライン請求に移行しない医療機関(9月末までに移行予定でも、移行が10月以降にずれ込む恐れがある場合は念のため提出をご検討ください)

【提出締切】2024年8月31日(土)**【届出方法】****<インターネットによる届出>**

「医療機関等向け総合ポータルサイト」<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm> の提出フォームから届出を行います。提出フォームへは下記手順でクリック(タップ)してお進みください。

トップページ → オンライン資格確認 オンライン請求 → (医療機関・薬局の方)オンライン資格確認・オンライン請求 → オンライン資格確認・オンライン請求の各種申請について → 猶予届出兼移行計画書の提出はこちら

<書面による届出>

下記提出書類を支払基金・国保連合会の双方へ郵送します(封筒に赤字で「猶予届在書中(光ディスク)」と記載)
(支払基金本部) 〒105-0004 東京都港区新橋2丁目1番3号

社会保険診療報酬支払基金 事業統括部事業サポート課 行

(国保連合会) 〒950-8560 新潟県新潟市中央区新光町7-1 新潟県自治会館別館内

新潟県国民健康保険団体連合会 審査管理課 第二係 行

【提出書類】 様式第1号「光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書兼 オンライン請求への移行計画書」

※様式は下記厚生労働省ホームページ等から確認・ダウンロードできます

保険医療機関・薬局におけるオンライン請求等 (厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624_00001.html

事務局休務のお知らせ: 8/10(土)～8/15(木) ※8/16(金)より通常業務となります。